

## 標準見積書の活用及び社会保険等加入に関するアンケート調査結果（道塗連）

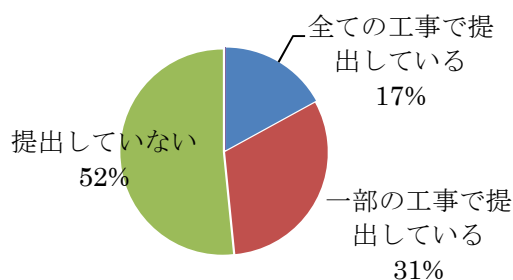
道塗連全体 31 組合 522 社中、回答は 358 社（回答率 68.5%）

H27.6.22 道塗連事務局

## 1 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

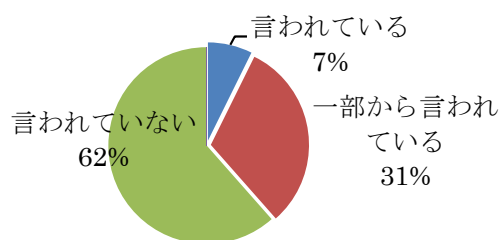
【設問 1】 注文者に対して標準見積書を提出していますか。

- ① 全ての工事で提出している。【59社】      ② 一部の工事で提出している。【109社】  
 ③ 提出していない。【190社】



【設問 2】 注文者から標準見積書を提出するよう言われていますか。

- ① 言われている。【25社】      ② 一部の注文者から言われている。【106社】  
 ③ 言われていない。【220社】

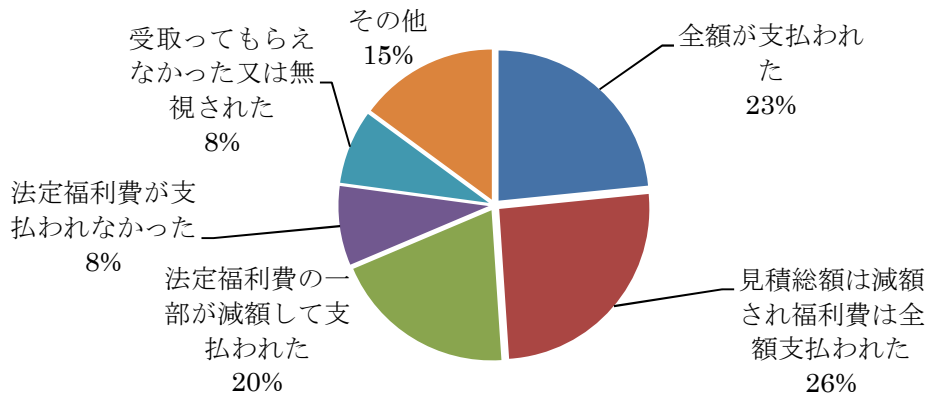


【設問 3】 設問 1 で提出していると答えた方（複数回答）

- ① 見積額が全額支払われる契約となった。【44社】  
 ② 見積総額は減額されたが、法定福利費は全額支払われる契約となった。【48社】  
 ③ 法定福利費の一部が減額して支払われる契約となった。【37社】  
 ④ 法定福利費が支払われない契約となった。【16社】  
 ⑤ 受取ってもらえなかった又は受取ってもらったが無視された。【15社】  
 ⑥ その他 【28社】

## ⑥ その他記載内容

- 法定福利費としては見積りしていないが、今後請求できると思う。
- 法定福利費は別途ではなく請負金額の中に含まれ、請負金額が決定されている。（明示はなし）
- 注文者から標準見積書について言われたことがない。
- 法定福利費を分けて見積りをしておりません、法定福利費を含んだ内容で見積っています。
- 旧来の取引先は一括見積もりなので、理解してもらうのに時間がかかりそう。
- 見積り総額しか見ていない。      ● 一部は認められた      ● 下請けをしたことがない。
- もらえる時とそうでない時がある、理解を示す傾向あり。      ● 変化なし。

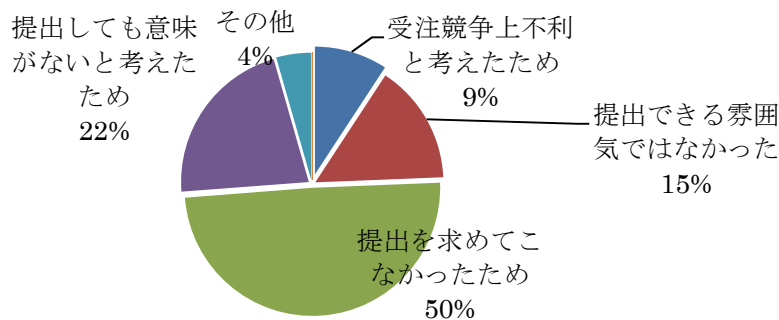


**【設問 4】** 設問 1 で提出していないと答えた方（複数回答）

- ① 受注競争上不利になると考えたため。【25社】
- ② 提出できる雰囲気ではなかったため。【41社】
- ③ 注文者が提出を求めてこなかったため。【134社】
- ④ 提出しても意味がないと考えたため。【59社】
- ⑤ その他【12社】

⑤ その他記載内容

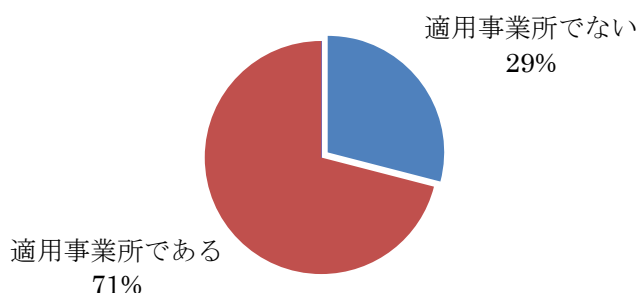
- 注文者より予算書が提示され、決定するのがほとんどです。
- 標準見積書の形としては提出していないが、法定福利費を別枠計上して提出するよう試みている。
- 民間工事のみを主体にしている当社では、殆ど話が来ていない。職人は当社雇用ではなく、すべて外注のため。
- まだ、社内的に法定福利費を含めた見積書が標準化していない。
- 言われてないため、提出していない。 ● 発注者がほぼ個人の一般ユーザーのため。



**2 社会保険への加入状況について**

**【設問 5】** 事業所の形態について

- ① 常時使用される者が5人未満の個人事業所である。（適用事業所ではない）【103社】
- ② 法人もしくは常時使用されている者が5人以上の個人事業主である（適用事業所）【252社】

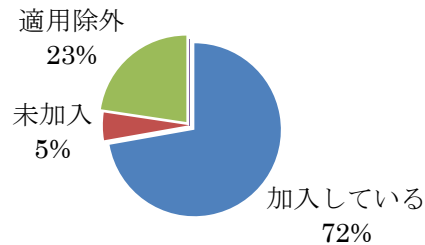


【設問 6】 適用事業所でないに○をした方に、健康保険についてお聞きします。

- ① 加入している（市町村国保、建設国保）。【103社】      ② 未加入 【0社】

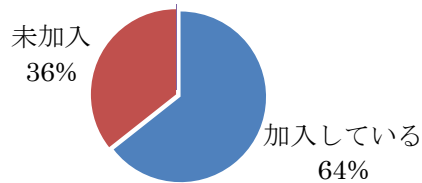
【設問 7】 適用事業所に○をした方に、健康保険についてお聞きします。

- ① 加入している（協会けんぽ）【182社】      ② 未加入（市町村国保、その他）【13社】  
③ 適用除外（建設国保、左官タイル他）【57社】



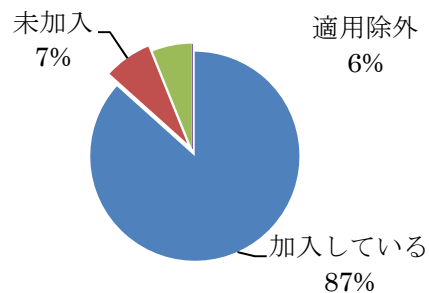
【設問 8】 設問 5 において適用事業所でないに○をした方に、厚生年金保険について、お聞きします。

- ① 加入している（国民年金）【67社】      ② 未加入 【37社】



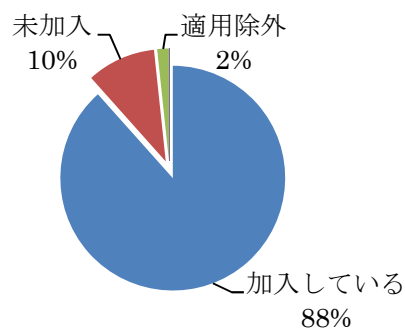
【設問 9】 設問 5 において適用事業所に○をした方に、厚生年金保険について、お聞きします。

- ① 加入している（厚生年金、受給者）【227社】      ② 未加入（国民年金。その他）【19社】  
③ 適用除外（65 才以上、学生等）【16社】



【設問 10】 雇用保険についてお聞きします。

- ① 加入している【312社】      ② 未加入【35社】  
③ 適用除外（65 才以上、学生等）【6社】



## 法定福利費の計算方法

1 日本塗装工業会方式

2 北海道塗装組合連合会方式（簡便な例外的方法）を採用

\*但し、これは法定福利費についての計算方法であり、労務管理費については各社の判断とします。[労務管理費：法定外労災保険、健康診断等、作業服、教育訓練、安全管理備品等]

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

\*法定福利費算出の基準は労務費であり、労務費に社会保険料の事業主負担率を乗じる。

(1) 労務費の算出

自社の完了した工事の（30～40件程度）の平均受注額から労務費を算出する。

[平均受注額の工事算出件数は各社の判断] ……(例) 別紙工事費集計表

(例) 材料費	労務費	共通仮設費	現場経費	一般管理費
17.30%	49.60%	5.00%	8.80%	19.3%

(2) 法定福利費率の算出（H27年9月保険料率）別表

① 健康保険	10.14%	÷ 2	=5.07%
② 厚生年金	17.828%	÷ 2	=8.914%
③ 雇用保険			1.05%
④ 介護保険(40歳以上 65歳未満)	1.58%	÷ 2	=0.79%
⑤ 児童手当拠出金			0.15%
合 計			15.974%

(1) から労務費 49.60%、(2) から法定福利費 15.974%

よって、工事費の労務費率による法定福利費率は

$$15.974\% \times 49.60\% = 7.923\%$$

(3) 法定福利費の算出

$$\text{見積工事費 (5,600,000 円)} \times 7.923\% = 443,688 \text{ 円} \approx 443,000 \text{ 円}$$

見積書例

科 目	仕 様	数 量	単 位	単 価 (円)	合 計
天井ボード	環境対応型エマルション	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000
壁ボード	環境対応型エマルション	2,000	m <sup>2</sup>	1,000	2,000,000
同上下地処理	目地テープ	3,000	m <sup>2</sup>	700	2,100,000
諸 経 費		1	式		500,000
計					5,600,000
法定福利費	別紙明細	1	式		443,000
労務管理費	別紙明細	1	式		—
合 計					6,043,000
消 費 税		8	%		483,440
総 合 計					6,526,440

## 工 事 費 集 計 表

	工 事 名	受注金額	材 料 費	労 務 費	共通仮設費	現場経費	一般管理費	労務費/受注金額(%)
1	〇〇ビル大規模改修	6,000,000	1,200,000	3,540,000	300,000	420,000	540,000	59
2	△邸外部改修工事	1,200,000	150,000	480,000	60,000	120,000	390,000	40
3	〇〇倉庫屋根塗装工事	3,000,000	450,000	1,200,000	150,000	300,000	900,000	40
4	□ビル1階天井塗装	800,000	80,000	376,000	40,000	80,000	224,000	47
5	△マンション鉄骨階段塗装	2,500,000	370,000	1,525,000	130,000	200,000	275,000	61
6	▲邸浴室塗装工事	200,000	60,000	84,000	10,000	20,000	26,000	42
7	○邸玄関扉塗装	50,000	7,000	24,000	5,000	5,000	9,000	48
8	◎◎倉庫床塗装	1,800,000	450,000	684,000	108,000	180,000	378,000	38
9	★★事務所内部改修	1,500,000	230,000	675,000	75,000	150,000	370,000	45
10	〇〇邸屋根・壁塗装工事	900,000	117,000	315,000	36,000	99,000	333,000	35
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
	合 計	17,950,000	3,114,000	8,903,000	914,000	1,574,000	3,445,000	
	比 率	100%	17.30%	49.60%	5.0%	8.80%	19.30%	